

食品安全法制における罰則規定¹

— わが国における行政罰の各論的検討（2） —

田 中 良 弘

目 次

- I はじめに
- II 食品安全法制の概観
- III 食品安全法制における罰則規定
- IV 若干の検討
- V おわりに

I はじめに

食品の安全は、国民の生命・健康に直接関わるものであり、わが国においても、食品の安全性を確保するための様々な法制度が設けられている²。そして、食品安全法制においても、他の多くの行政法規と同様、実効性確

1 本稿は、2018年1月7日に中国人民大学（北京）において開催された「東アジア地域における食品安全法制の比較研究（东亚地区食品安全法制的比較研究）」2017年度刑事法分科会における報告「日本の食品安全法制における罰則規定（日本食品安全法律制度中的罰則規定）」の内容に大幅な加筆を加えて再構成したものである。

2 梶川千賀子『食品安全問題と法律・制度』（農林統計出版、2012年）1頁。

保手段として罰則規定が設けられており³、食品安全に関する義務違反について行政罰を定めている。

他方、食品安全法制における罰則規定については、次のような特徴を指摘することができる。第一に、食品の生産・流過程は複雑で、多数の利害関係者が存在し⁴、かつ、食品安全確保のための仕組みも多様であることから⁵、罰則規定についても多くの条文が存在する。第二に、わが国の食品安全法制は、多くの個別法によって構成されており⁶、食品安全に関する罰則規定について、必ずしも統一的な整理はなされていない。このような特徴を有する食品安全法制の罰則規定について、個々の法律の目的や安全性確保のための仕組みを踏まえ、行政罰の対象とされる行為やその法定刑⁷について整理・分析することには、一定の意義があると思われる。

そこで、本稿においては、わが国における食品安全法制について概観した上で、①食品衛生法（昭和22年法233号）、②食品表示法（平成25年法70号）、③遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法97号。以下「カルタヘナ法」という）および④流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法

3 わが国の行政法規における行政罰の役割と行政刑罰の多用傾向につき、田中良弘『行政上の処罰概念と法治国家』（弘文堂、2017年）7頁以下参照。

4 高橋滋「『東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究』の発足に際して」自治研究93巻10号（2017年）4頁、韓大元「中国食品安全法の基本理念」同13頁。

5 この点を強調するものとして、徐熙錫「王報告へのコメント」自治研究93巻10号（2017年）23頁。なお、王勝恵「韓国における食品安全規制の体系（概観）」同19頁以下参照。

6 梶川・前掲注2）1頁は、わが国の食品安全法制につき、深刻な食品安全問題が発生するごとに法令の制定・改正が行われた結果、今日の食品安全に関する法体系が形成された、と指摘する。同22頁以下の図2-1も参照。

7 行政罰は、刑罰だけでなく行政上の秩序罰（過料）を含むため、「法定罰」を用いたほうがより正確であると思われるが、本稿においては、過料を含む場合を含め、一般に定着している「法定刑」を用いる。

103号。以下「流通食品毒物混入防止法」という）における罰則規定について整理し、その対象行為と法定刑について、若干の検討を加えることとしたい⁸。

II 食品安全法制の概観

食品安全法制における罰則規定について検討する前提として、まず、食品安全法制を構成する主要な個別法について概観しておきたい。なお、食品の安全に関連する個別法は多数に上るため、行政の実効性確保手段の観点から食品安全法制の罰則規定について論じることを主たる目的とする本稿においては、食品安全行政⁹に関わる主要法律のみを取り上げることとする。

なお、平成30年6月13日に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成

8 筆者は、わが国の行政罰に関する各論的研究として、これまでに、①漁業法・水産資源保護法および漁業調整規則における罰則規定と②著作権法における罰則規定を取り上げ、実効性確保の観点からみた行政罰規定のあり方について検討を加えてきた（①田中良弘「環境犯罪の訴追と環境法の実効性確保—漁業調整規則違反の抑止と自治体職員の役割—」鈴木庸夫先生古稀記念『自治体政策法務の理論と課題別実践』（第一法規、2017年）308頁。②同「著作権法上の罰則規定に関する一考察—わが国における行政罰の各論的検討（1）—」法政理論50巻1号（2018年）236頁）。本稿は、わが国の行政罰に関する各論的研究の一環として、食品安全法制における罰則規定について検討するものである。

9 わが国の食品安全行政については、2017年10月28日に釜山大学（釜山）で開催された“International Conference on the Global Food Safety Administration System and Legislation focusing on Consumer”において、宗林さおり・独立行政法人国民生活センター理事が「日本における食品安全法制の現況と課題」と題する詳細な報告を行っている。なお、本章は、同報告に対する筆者のコメントペーパーが基になっている。

30年法46号) が公布され、①広域的な食中毒事案への対策強化、② HACCPに沿った衛生管理の制度化、③特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備、⑤営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設、⑥食品リコール情報の報告制度の創設、⑦その他(乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化及び自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等) が図られているが¹⁰、本稿執筆時点において未施行であり、かつ、改正法の施行日が条文によって異なるため¹¹、本稿においては、特に断りのない限り、同法律による改正前の条文を用いることとする。

1. 食品安全基本法¹²

わが国の食品安全行政は、食品安全基本法(平成15年法48号)の掲げる基本理念の下、食品に関する各種の規制について定める多くの法令に基づいて実施されている。

食品安全基本法は、「科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食

10 厚生労働省「食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年6月13日公布)の概要」(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000211247.pdf>。2018年7月13日最終確認) 参照。

11 食品衛生法等の一部を改正する法律附則1条各号参照。なお、本文に記載した改正点のうち、①については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日、②、③、④及び⑦については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日、⑤及び⑥については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日にそれぞれ施行される(厚生労働省・前掲注10) 参照)。

12 食品安全基本法も、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法46号)により一部改正されているが、同法律による食品衛生法等の改正に伴う引用条文の整理がなされたにとどまり、内容に大幅な変更はない。

品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする」ものであり(同法1条)、主として内閣府がその事務を所掌する¹³(内閣府設置法4条1項27号、同条3項27条の2。図1参照)。

同法は、食品の安全性確保のために必要な各種の措置は、①「国民の健康の保護が最も重要」であるという基本的認識の下に講じられなければならないこと(同法3条)、②食品供給行程の各段階において適切に講じられなければならないこと(同法4条)、③国際的動向および国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として行われなければならないこと(同法5条)、の3点を基本理念として掲げており、これらは、食品安全行政にリスク分析の観点を導入したものと評価されている¹⁴。

なお、基本法に罰則が設けられる例も少数ながら存在するが¹⁵、食品安

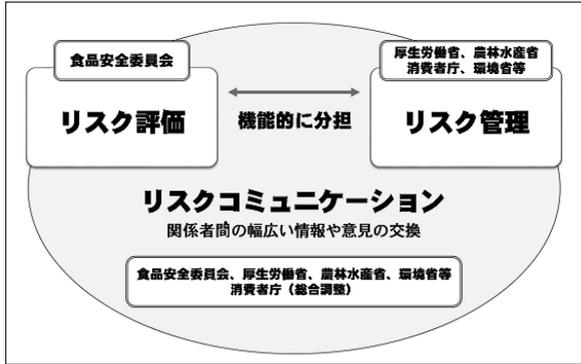
13 「食品安全基本法…21条1項に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること」は、消費者委員会が所掌事務とされている(消費者庁及び消費者委員会設置法4条1項13号)。また、食品安全基本法11条所定の「食品健康影響評価」については、内閣府に設置される食品安全委員会が実施する(同法22条、23条1項2号、24条)。

14 消費者庁ウェブサイト「食品安全に関する取組」(http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/)。2018年7月13日最終確認)参照。梶川・前掲注2) 21頁は、2001年に国内で発生したBSE問題を契機として食品安全基本法が制定されたことにより、わが国の食品安全行政は、従来の食中毒の防止に主眼を置いた「食品衛生行政」から、現在の「食品安全行政」へと変貌を遂げた、と評価する。

15 e-Gov法令検索(elsaws.e-gov.go.jp)によれば、2018年6月8日時点において「基本法」は49本存在し、そのうち罰則を設けているものは、サイバー

全基本法に罰則規定は設けられていない。

【図1】(出典：消費者庁資料¹⁶)



2. 食品衛生法

食品衛生法は、わが国の食品安全法制の中核をなす法律である。同法は、「食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ること」¹⁷を目的とするものであり(同法1条)、主として厚生労働省がその事務を所掌する(厚生労働省設置法4

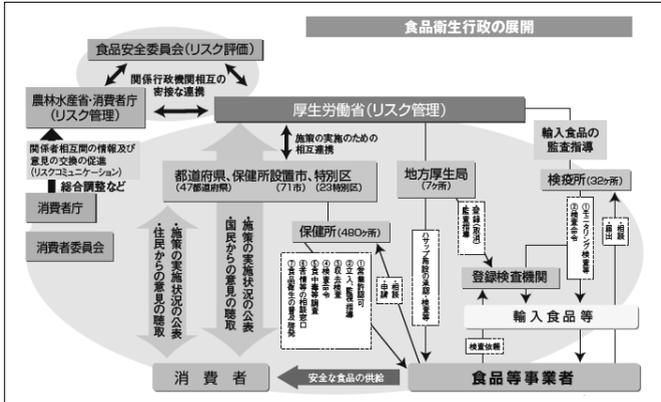
セキュリティ基本法(平成26年法104号)および災害対策基本法(昭和36年法223号)の2本である。

16 消費者庁ウェブサイト「食品の安全を守る仕組み」(http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal/safety_system/。2018年7月13日最終確認)より引用。

17 2003年改正前の食品衛生法1条は「この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする」と規定していたが、食品安全基本法の制定に伴い見直しがなされ、国民の健康の保護を図る旨が明確化された(食品衛生法規研究会編『逐条解説食品衛生法』(ぎょうせい、2013年)161頁)。

条1項38項）¹⁸。

【図2】（出典：厚生労働省資料¹⁹）



3. 食品表示法

2015年4月に施行された食品表示法は、従前の食品衛生法・JAS法・健康増進法の食品表示に関する規定を統合し、食品表示に関する包括的・一元的な制度を設けている²⁰。同法の目的は、「食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売…の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることによ

18 「食品衛生法20条…に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた…食品…〔等〕の取締りに関すること」は、消費者庁の所掌事務である（消費者庁及び消費者委員会設置法4条1項16号）。

19 厚生労働省医薬食品局安全部「食品の安全確保に向けた取組」（2013年3月）5頁より引用。

20 田中良弘「日本における食品表示法制—食品偽装に関する刑罰規定を中心に—」自治研究93巻10号（2017年）26頁参照。

り、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、…国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与すること」であり（同法1条）、主として消費者庁がその事務を所掌する（消費者庁及び消費者委員会設置法4条1項14号の2）。

4. カルタヘナ法

カルタヘナ法は、「国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書…及びバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書…の的確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的とするものである。同法に関する事務のうち、食品の安全に関するものについては、主として農林水産省が所掌する（農林水産省設置法4条1項15号）²¹。

5. 流通食品毒物混入防止法

流通食品毒物混入防止法は、食品会社を恐喝する目的で流通食品に毒物を混入して小売店に置くなどした一連の事件を契機に制定された法律である。同法は、「流通食品への毒物の混入等を防止するための措置等を定め

21 カルタヘナ法に関する事務は、農林水産省のほか、環境省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省、財務省が所掌する。このうち、農林水産省は、流通を目的とした農作物等について所掌する（ただし、第一種使用（開放系使用）については、環境省も主務官庁である）。環境省「ご存知ですか？ カルタヘナ法」（2010年9月）8頁参照。

るとともに、流通食品に毒物を混入する等の行為を処罰することにより、国民の生命又は身体に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の平穏と安定に資すること」を目的とするものであり、一般流通食品に関するものについては、農林水産省がその事務を所掌する（農林水産省設置法4条1項7号）²²。

6. その他の法律

上記のほか、食品安全行政に関する主な法律として、農林物資の規格化等に関する法律（JAS法。昭和25年法175号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法。昭和35年法145号）、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法。昭和37年法134号）、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP支援法。平成10年法59号）、牛海綿状脳症対策特別措置法（BSE対策特別措置法。平成14年法70号）、健康増進法（平成14年法103号）、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法。平成15年法72号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法。平成21年法26号）等がある²³。

22 一例として、流通食品毒物混入防止法7条に規定する製造業者等に対する指導・助言のうち、一般流通食品については、農林水産大臣が主務大臣である。なお、同法は、農林水産省のほか、財務省、内閣府、厚生労働省、国土交通省が所管する。

23 そのほか、食品の生産段階に関する法律として、農薬取締法（昭和23年法82号）、肥料取締法（昭和25年法127号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法。昭和28年法35号）等がある。

Ⅲ 食品安全法制における罰則規定

1. 食品衛生法上の罰則規定

食品衛生法は、第11章（71条ないし79条）において罰則を定めている。このうち、71条ないし78条は行政刑罰について定めており、79条が行政上の秩序罰（過料）について定めている²⁴。各罰条の対象行為および法定刑は、表1のとおりである²⁵。なお、同法は、洗浄剤や乳幼児用玩具の販売・製造等についても罰則を定めているが（同法71条1項1号・62条1項・6条、72条1項・62条1項・11条2項等）、食品安全法制における罰則規定を主題とする本稿においては、食品に関する罰則以外は取り上げない（他の法律についても同様）。

24 平成30年改正により、現行食品衛生法における罰則規定（71条ないし79条）は、改正食品衛生法81条ないし89条にそれぞれ繰り下げられている。ただし、かかる改正は、食品衛生法等の一部を改正する法律の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行される（同法附則1条3号）。

25 改正食品衛生法の罰則規定には、新たに①食品衛生上の危害発生防止のための措置が講じられていることが確実でない食品等の販売目的輸入（改正食品衛生法11条1項違反）、②生産地における食品衛生上の管理の状況の証明がなされていない食品等の販売目的輸入（同条2項違反）、③営業に関する届出義務違反（同法57条1項違反）、④食品等の回収に関する届出義務違反（同法58条1項違反）が追加されている（①及び②につき、同法83条1項1号。③及び④につき、同法85条3号）。

【表1】食品衛生法の罰則規定

対象行為 ²⁶	根拠条文	法定刑
①義務違反（直罰規定）		
a. 有害食品等の販売・製造等（販売目的に限る。以下同じ）	71条1項1号・6条	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 ※情状により併科（71条2項）
b. 異常獣畜・家禽の肉等の販売・製造等	71条1項1号・9条1項	
c. 添加物含有食品等の販売・製造等	71条1項1号・10条	
d. 販売禁止食品（一般に飲食に供されることがなかった物であって人の健康を損なうおそれがない旨の確証がないもの）の販売	71条1項2号・7条1項	
e. 販売禁止食品（一般に食品として飲食に供されている物であって通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されているもの）の販売	71条1項2号・7条2項	
f. 販売禁止食品（人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害を生ずるおそれがあると疑われる物）の販売	71条1項2号・7条3項	
g. 規格・基準に違反した食品または添加物の販売・製造等	72条1項・11条2項	2年以下の懲役または200万円以下の罰金 ※情状により併科（72条2項）
h. 農薬等残留食品の販売・製造等	72条1項・11条3項	
i. 有害な物資の含まれる食品用器具・容器包装等の販売・製造等	72条1項・16条	
j. 表示基準に違反した食品用食品用器具・容器包装等の販売・販売目的陳列・営業使用	72条1項・19条2項	
k. 公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある虚偽・誇大表示等	72条1項・20条	

26 行政罰の対象行為は、一般に、①行政法規によって定められた作為・不作為義務に違反する行為である「義務違反（直罰規定）」、②行政庁による措置命令や営業停止命令等の行政命令に違反する「行政命令違反」、③行政庁の許可が必要である行為を無許可で行う「無許可行為」、④行政法規によって定められた届出義務に違反する「届出義務違反」の4類型に分類される。本稿においては、便宜上、これに加え、比較的少額の罰金や過料が定められることの多い報告義務違反や検査忌避、職務懈怠等を、⑤その他として分類する。

l. 輸出国の政府機関による証明のない獣肉等の販売目的輸入	73条1号 ・9条2項	1年以下の懲役または 100万円以下の罰金
m. 規格・基準に違反した食品用器具・容器包装等の販売・製造等	73条1号 ・18条2項	
n. 要検査指定食品等の未検査販売	73条1号 ・25条1項	
o. 飲食店等の営業施設に関する基準違反	73条4号 ・51条	
②行政命令違反		
a. 有害食品等に対する廃棄等命令違反	71条1項3号 ・54条1項	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 ※情状により併科(71条 2項)
b. 虚偽表示食品等に対する廃棄等命令違反	71条1項3号 ・54条2項	
c. 営業停止等命令(有害食品等の提供等によるもの)違反	71条1項3号 ・55条	
d. 食品等に対する検査命令違反	73条1号 ・26条4項	1年以下の懲役または 100万円以下の罰金
e. 特定の国において製造等された食品・添加物に対する販売等禁止命令違反	73条2号 ・8条1項	
f. 特定の国において製造等された食品用器具・容器包装等に対する販売等禁止命令違反	73条2号 ・17条1項	
g. 営業許可に付された条件違反	73条4号 ・52条3項	
h. 飲食店等の営業施設に対する改善命令違反	73条5号前段 ・56条	
i. 飲食店等に対する営業停止等命令(営業施設基準違反によるもの)違反	73条5号後段 ・56条	
j. 登録検査機関に対する業務停止命令違反	74条 ・43条	
k. 登録検査機関以外の者に対する誤認防止措置命令違反	75条4号 ・46条2項	50万円以下の罰金
③無許可行為		
a. 飲食店等の無許可営業	72条1項 ・52条1項	2年以下の懲役または 200万円以下の罰金 ※情状により併科(72条 2項)
b. 登録検査機関の製品検査業務の無許可の全部廃止	76条1号 ・38条	50万円以下の罰金

④届出義務違反		
a. 食中毒患者等を診断した医師の届出義務違反	73条1号 ・58条1項	1年以下の懲役または 100万円以下の罰金
b. 食品等を輸入しようとする者の届出義務違反等	75条3号 ・27条	
c. 食品衛生管理者に関する届出義務違反等	75条3号 ・48条8号	50万円以下の罰金
⑤その他		
a. 登録検査機関の職員等の守秘義務違反	73条3号 ・40条1項	1年以下の懲役または 100万円以下の罰金
b. 食品衛生管理者の職務懈怠(71条違反があった場合)	77条 ・48条3項 ・71条	300万円以下の罰金
c. 食品衛生管理者の職務懈怠(72条違反があった場合)	77条 ・48条3項 ・72条	200万円以下の罰金
d. 食品衛生管理者の職務懈怠(73条違反があった場合)	77条 ・48条3項 ・73条	100万円以下の罰金
e. 食品の販売等に関する検査の拒否・妨害・忌避等	75条1号 ・28条1項	50万円以下の罰金
f. 食品の販売等に関する報告義務違反、虚偽報告	75条2号 ・28条1項	
g. 登録検査機関の製品検査に関する必要事項の不記載・虚偽記載・帳簿保存義務違反	76条2号 ・44条	
h. 登録検査機関の業務・経理に関する報告義務違反・虚偽報告	76条3号 ・47条1項	
i. 登録検査機関の業務・経理に関する検査の拒否・妨害・忌避等	76条4号 ・47条1項	
j. 登録検査機関の財務諸表等に関する備置義務違反・必要事項の不記載・虚偽記載	79条前段 ・39条1項	20万円以下の過料
k. 登録検査機関の財務諸表の閲覧謄写請求に対する不当な拒否	79条後段 ・39条2項	
◆両罰規定		
a. 71条違反(①a~f、②a~c)	78条1号	・法人：1億円以下の罰金 ・個人事業主：300万円以下の罰金

b. 72条違反 (①g、h、j、k)	78条1号	・法人：1億円以下の罰金 ・個人事業主：200万円以下の罰金
c. 72条違反 (①i、③a)	78条2号	法人・個人事業主とも、200万円以下の罰金
d. 73条違反 (①l～o、②d～i、④a、⑤a)	78条2号	法人・個人事業主とも、100万円以下の罰金
e. 75条違反 (②k、④b、c、⑤e、f)	78条2号	法人・個人事業主とも、50万円以下の罰金

2. 食品表示法の罰則規定

食品表示法は、第6章（同法17条ないし23条）において罰則を定め、同法17条ないし22条が刑罰を、同法23条が過料を定めている。各罰条の対象行為および法定刑は、表2のとおりである。

【表2】食品表示法の罰則規定

対象行為	根拠条文	法定刑
①義務違反（直罰規定）		
a. 食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売	18条 ・6条8項	2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその併科
b. 原産地（原材料の原産地を含む）について虚偽の表示がされた食品の販売	19条	2年以下の懲役または200万円以下の罰金
②行政命令違反		
a. 回収等命令（消費者の生命または身体に対する危害の発生または拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときに発せられるもの）違反	17条 ・6条8項	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
b. 措置命令（表示義務違反について表示等を命じるもの）違反	20条 ・6条5項	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
c. 立入検査等に関する適正確保命令（農林水産消費安全技術センターに対するもの）違反	23条・10条	20万円以下の過料

⑤その他		
a. 食品の表示に関する報告義務違反・虚偽報告等	21条1号前段 ・8条1項ないし3項	50万円以下の罰金
b. 食品の表示に関する検査の拒否・妨害・忌避等	21条1号後段 ・8条1項ないし3項または9条1項	
c. 試験の用に供する販売用食品の取去の拒否・妨害・忌避	21条2号 ・8条1項	
◆両罰規定		
a. 17条違反 (②a)	22条1項1号	・法人：3億円以下の罰金 ・個人事業主：300万円以下の罰金
b. 18条違反 (①a)	22条1項2号	・法人：1億円以下の罰金 ・個人事業主：200万円以下の罰金
c. 19条違反 (①b)		
d. 20条違反 (②b)	22条1項2号	・法人：1億円以下の罰金 ・個人事業主：100万円以下の罰金
e. 21条違反 (⑤a～c)	22条1項3号	法人・個人事業主とも、50万円以下の罰金

3. カルタヘナ法の罰則規定

カルタヘナ法は、第5章（同法38条ないし48条）において罰則を定めており、同法38条ないし45条が刑罰を、同法46条ないし48条が過料を定めている。各罰条の対象行為および法定刑は、表3のとおりである。なお、本稿においては、遺伝子組換え生物等の閉鎖系使用（第二種使用）および輸出に関する罰則（同法38条・14条1項、同条・15条等）については取り上げない。

【表3】カルタヘナ法の罰則規定

対象行為	根拠条文	法定刑
①義務違反（直罰規定）		
a. 情報提供義務に違反してなされた遺伝子組換え生物等の譲渡等	42条4号 ・26条1項	50万円以下の罰金
②行政命令違反		
a. 第一種使用（開放系使用）に関する回収等の措置命令違反	38条 ・10条1項ないし3項	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
b. 第一種使用（開放系使用）に関する事故時の応急措置命令違反	38条 ・11条2項	
c. 遺伝子組換え生物等の輸入時における生物検査命令を受けた者に対する検査完了前の使用等に関する措置命令違反	38条 ・17条5項	
d. 情報提供義務に違反して譲渡等がなされた遺伝子組換え生物等の回収等の措置命令違反	38条 ・26条2項	
e. 通告・表示義務に違反して輸出された遺伝子組換え生物等の回収等の措置命令違反	38条・29条	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金
f. 登録検査機関に対する業務停止命令違反	41条 ・21条5項	
g. 立入検査等に関する適正確保命令（農林水産消費安全技術センター等に対するもの）違反	48条・33条	20万円以下の過料
③無許可行為		
a. 第一種使用（開放系使用）等に関する規程について主務大臣の承認を得ないで行う遺伝子組換え生物等の第一種使用等	39条1号 ・4条1項	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
b. 登録検査機関の生物検査業務の無許可の全部廃止	44条2号 ・19条8項	30万円以下の罰金
④届出義務違反		
a. 遺伝子組換え生物等の輸入に関する届出義務違反	42条3号 ・16条	50万円以下の罰金
b. 第一種使用（開放系使用）に関する規程について承認を得た者の氏名及び住所の変更に関する届出義務違反	46条 ・6条1項・4条2項1号	20万円以下の過料
⑤その他		
a. 偽りその他不正の手段により遺伝子組換え生物等の第一種使用（開放系使用）等に関する規程の承認を受ける行為	39条2号 ・4条1項 または9条1項	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科

b. 第一種使用（開放系使用）に関する規程について意見を求められた学識経験者の守秘義務違反・盗用	40条1号 ・4条6項または7条3項	6月以下の懲役または50万円以下の罰金
c. 登録検査機関の職員等の守秘義務違反	40条2号 ・20条1項	
d. 遺伝子組換え生物等の使用等に関する報告義務違反・虚偽報告	43条1号 ・30条	30万円以下の罰金
e. 遺伝子組換え生物等の使用等に関する検査等の拒否・妨害・忌避等	43条2号 ・31条1項または32条1項	
f. 登録検査機関の生物検査に関する必要事項の不記載・虚偽記載・帳簿保存義務違反	44条1号 ・19条7項	
g. 登録検査機関の業務に関する報告義務違反・虚偽報告	44条3号前段 ・22条1項	
h. 登録検査機関の業務に関する検査の拒否・妨害・忌避等	44条3号後段 ・22条1項	
i. 登録検査機関の財務諸表等に関する備置義務違反・必要事項の不記載・虚偽記載	47条1項 ・19条5項	20万円以下の過料
j. 登録検査機関の財務諸表の閲覧謄写請求に対する不当な拒否	47条2項 ・19条6項	
◆両罰規定		
a. 38条違反	45条	法人・個人事業主とも、100万円以下の罰金
b. 39条・42条違反	45条	法人・個人事業主とも、50万円以下の罰金
c. 43条違反	45条	法人・個人事業主とも、30万円以下の罰金

4. 流通食品毒物混入防止法の罰則規定

流通食品毒物混入防止法は、9条および10条において罰則を定めておる。各罰条の対象行為および法定刑は、表4のとおりである。

【表4】 流通食品毒物混入防止法の罰則規定

対象行為	根拠条文	法定刑
①義務違反（直罰規定）		
a. 下記bまたはcの行為によって人を死傷させた場合	9条2項 ・1項各号	無期または1年以上の懲役
b. 流通食品への毒物の混入・添加・塗布	9条1項1号	10年以下の懲役または 30万円以下の罰金
c. 毒物が混入・添加・塗布された飲食物を流通食品と混在させる行為	9条1項2号	
d. 上記bまたはcの行為の未遂	9条1項3号 ・1項各号	10年以下の懲役または 30万円以下の罰金
④届出義務違反		
a. 流通食品への毒物の混入等に関する届出義務違反	10条・4条	20万円以下の罰金
◆両罰規定		
a. 10条1項違反	10条2項	20万円以下の罰金

IV 若干の検討

上記Ⅲで確認したように、わが国の食品安全法制において重要な役割を果たす食品衛生法（表1参照）・食品表示法（表2参照）・カルタヘナ法（表3参照）は、いずれも、その罰則規定において、殺人罪（刑法199条。死刑または無期もしくは5年以上の懲役）や傷害罪（刑法204条。15年以下の懲役または50万円以下の罰金）、業務上過失致死傷（刑法211条前段。5年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金）といった人の生命・身体を害する行為に対する罪と比べ、比較的軽い法定刑が定められている²⁷。これに対し、流通食品毒物混入防止法9条1項は、人の生命・健康

27 刑法典上の刑罰は、原則として、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料の順に重い刑とされ（刑法10条1項・9条）、同種の場合、長期の長いもの（または多額の多いもの）が重い刑とされる（同法2項）。なお、過料については、身体の拘束が予定されていないことなどから、刑罰と比べ相手

に対する高度の危険性を伴う行為について、10年以下の懲役または30万円以下の罰金という比較的重い法定刑を定めている。また、同法9条2項は、それらの行為によって人を死傷させた場合、無期または1年以上の懲役という、傷害致死罪（刑法205条。法定刑は3年以上の有期徒刑）よりも重い法定刑を定めている（表4参照）。

また、有毒物の販売という点で共通する食品衛生法6条違反の罪（有毒な食品の販売等）と同法16条違反の罪（有毒な食品用器具の販売等）とを比べた場合、前者の法定刑は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科（同法71条1項・2項）であるのに対し、後者の法定刑は2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその併科（同法72条1項・2項）にとどまり、直接的に人の健康に悪影響を及ぼすと考えられる同法6条違反の罪のほうが、より重い法定刑が定められている。

このように、食品安全法制の罰則規定においては、原則として、類型的に人の生命・健康に対する危険性が高い行為については重い法定刑が定められ、そうでないものについては比較的軽い法定刑が定められている、という整理がなされているといえよう。しかしながら、他方において、いくつかの罰則規定については、法定刑の軽重が行為の危険性の程度と整合的でないものが散見される。さらに、食品安全法制以外の罰則規定に目を転じると、後述するように、食品安全法制における罰則と類似する対象行為について、比較的重い法定刑が定められているものも存在する。以下、食品安全法制における罰則規定の法定刑について、具体例を挙げて検討する²⁸。

方に対する不利益の程度は軽い。刑罰と過料とが本質的に異なることについては、田中・前掲注3）3頁を参照されたい。

28 本稿においては、両罰規定における法人処罰の法定刑は検討の対象としない。なお、「東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究」2018年度刑事法分科会（2018年6月30日、一橋講堂）における青木人志・一橋大学教授による報告「食品安全法制における罰則規定の役割」は、食品衛生

1. 食品用器具に関する基準違反

(1) 罰則規定の概要

厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、食品の製造・運搬・摂取等に用いられる器具または容器包装（以下、単に「食品用器具」という）のうち、販売用または営業上使用されるものについて、規格または製造方法の基準を定めることができる（食品衛生法18条1項）。かかる規格または基準（以下、「規格・基準」という）が定められたときは、それに適合しない食品用器具を販売等してはならず（同法18条2項）、これに違反した者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる（同法73条1号）。

また、上記の規格・基準が定められたときは、内閣総理大臣は、その食品用器具に関する表示について必要な基準を定めることができ（同法19条1項）、かかる基準が定められた食品用器具は、その基準に適合する表示なく販売等することが禁止され（同条2項）、これに違反した者は、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその併科に処せられる（同法72条1項・2項）。

(2) 法定刑の比較

前述のとおり、食品衛生法16条違反の罪（有毒な食品用器具の販売等）については、規格・基準違反の有無にかかわらず、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその併科が法定されている。そうすると、同法18条2項違反の罪（規格・基準格に適合しない食品用器具の販売等）は、有毒ではないが公衆衛生の見地から望ましくない食品用器具を規制した上

法における罰則規定と愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法83号）の罰則規定とを比較し、後者については保護法益の重要性の差から比較的軽い法定刑が定められている一方で、法人処罰については差がない（いずれも最高で1億円以下の罰金）ことを指摘する。

で²⁹、その実効性を確保するために1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金という比較的軽い法定刑を定めたものといえよう。

これに対し、同法19条2項違反の罪（表示基準に違反した食品用器具の販売等）については、同法16条違反の罪（有毒な食品用器具の販売等）と同じく、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその併科という法定刑が定められている。同法19条2項は、販売禁止の対象となる食品用器具について限定を設けていないため、同法18条1項の規格・基準に違反しないものであっても、表示基準（同法19条1項）に適合する表示のない食品用器具を販売等した場合には、同法19条2項違反により処罰の対象となり、かつ、同法18条1項の規格・基準に適合しない食品用器具を販売等した場合よりも、重い罪として処罰される（表5参照）。

このように、同法19条2項違反の罪については、人の健康に対する危険性がないものに関する限りにおいて、保護法益に対する危険性の程度と法定刑の重さが整合的でないといえ³⁰、「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図る」という食品衛生法の目的に照らし、合理性に欠けるように思われる。

29 逐条解説食品衛生法・前掲注17) 408頁は、食品衛生法16条は「市場から排除すべき器具等」の販売等を禁止しているのに対し、同法18条は「望ましい器具等」について規定したものである、と整理する。

30 抽象的な法秩序そのものを刑罰規定の保護法益とすることの危険性につき、田中・前掲注3) 184頁以下参照。なお、抽象的な法秩序そのものを保護法的と理解した場合、食品衛生法19条2項違反のほうが同法18条2項違反に比して法益侵害の程度が大きいと説明することも論理的には可能であるが、その場合においても、いかなる理由で、器具もしくは原材料の規格または製造方法の基準に比べ表示基準をより強く保護すべきであるかの説明は困難であろう。

【表5】 違法な食品用器具の販売等に対する刑の上限

	有毒・有害なもの (16条違反)	有毒・有害でないもの	
		規格・基準不適合 (18条2項違反)	規格・基準に適合
表示基準不適合 (19条2項違反)	懲役2年	懲役1年	罪とならず
表示基準に適合			

2. 食品・添加物に関する表示基準違反

(1) 罰則規定の概要

食品表示法17条と同法18条は、いずれも、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について適切な表示がされていない食品の流通を防止するため、かかる食品を販売する行為と、流通した食品の回収命令等に違反する行為について、刑罰を定めている。

すなわち、食品表示法は、「アレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項」について内閣府令で定めることとした上で(同法6条8項)、「内閣府令で定める事項について、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」として(同法18条)、内閣府令で定めた事項について適切な表示がされていない食品の販売について直罰規定を設けている³¹。

31 公益財団法人日本食品衛生協会編『改訂新版 早わかり食品表示法〔第2版〕』(同、2016年)69頁は、食品表示法18条が直罰規定である理由につき、「食品を摂取する際の安全性を確保し国民の健康の保護の観点から〔ママ〕、…不適正な表示を行う食品関連事業者については、指示や命令という手順を踏まず、直ちに罰則を科すこととする制度設計が必要である」と説明する。

また、内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、上記の内閣府令で定めた事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、「消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるとき」は、食品関連事業者等に対し、「食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきこと」を命ずることができることとした上で（同法6条8項）、かかる内閣総理大臣の命令に違反した場合、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科に処せられる旨を定めている（同法17条）。

（2）法定刑の比較

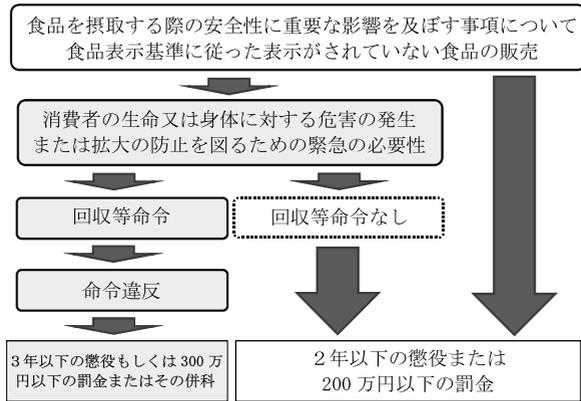
上記のように、食品表示法は、同法6条8項の内閣府令で定める事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売する行為について、消費者の生命や身体に対する具体的な危険性の有無にかかわらず、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金という法定刑を定める一方で（同法18条）、「消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある」と認めて内閣総理大臣が発する回収命令等に違反する行為については、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科という法定刑を定め（同法17条）、後者のほうが、前者に比べて、より悪質な行為であると位置づけている。

しかしながら、法益侵害の危険性がある行為を直接処罰する場合に比べ、行政命令を介在させて命令違反の罪で処罰する場合に、その法定刑が重くなる論理的必然性はない。食品表示法18条の対象となる行為には「消費者の生命又は身体に対する危害の発生」の危険性を有する食品の販売も含まれるところ、国民の健康の保護を図るという同条17条および18条の目的に照らし³²、かかる危険性を有する食品を流通させる行為が、回収命

32 食品表示法1条は、「一般消費者の利益の増進」、「国民の健康の保護及び

令に従わない行為に比して、法益侵害の危険性が小さいということとはできないように思われる。そうすると、上記の危険性を有する食品に関する限りにおいて、同条18条の罪と同法17条の罪との間で法定刑に差を設けられていることは、保護法益の観点からは説明が困難であると思われる³³。

【図3】(筆者作成³⁴)



増進]、「食品の生産及び流通の円滑化」および「消費者の需要に即した食品の生産の振興」を目的として掲げているが、早わかり食品表示法・前掲注31) 69頁は、同法18条について、国民の健康の保護の観点から設けられたものと説明する。

33 一般に、刑罰の目的は法益の保護にあり、法益の保護と無関係の刑事立法は許されないと考えられている。刑事立法の限界と「法益」の意義につき、田中・前掲注3) 182頁以下参照。抽象的な法制度そのものを刑罰規定の保護法益とすることができないことにつき、注30) 参照。なお、「東アジア地域における食品安全法制の比較研究」・前掲注1) における王雲海・一橋大学教授による報告「食品安全違反に対する刑事規制の可能性と限界」は、食品安全法制においても、刑法の謙抑性・補充性を重視すべきと主張する。

34 罰則を含む食品表示法の執行の流れの全体像については、消費者庁「食品表示法説明資料」(http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/past_presentation/pdf/130924shiryo1.pdf。2018年7月13

3. 食品の原産地に関する虚偽表示

(1) 罰則規定の概要

食品表示法19条は、食品表示基準で定められた食品の原産地（原材料の原産地も含む）について虚偽の表示がされた食品を販売した者を、2年以下の懲役または200万円以下の罰金に処す旨を定めている。同条は、虚偽の表示がなされた食品が流通することにより、消費者の食品表示に対する信頼が失われ、食品に対する不安が増大することから、かかる食品の販売を直罰の対象とすることで、食品に関する産地偽装の抑止を図るものであり、「自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保」を目的とする規定と位置づけられている³⁵。

ところで、原産地に関する虚偽表示については、不正競争防止法（平成5年法47号）にも罰則が設けられている³⁶。すなわち、同法21条2項5号は、「商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者」に対し、5年以下の懲役もしくは500円以下の罰金または

日最終確認）6頁を参照されたい。

35 早わかり食品表示法・前掲注31）71頁。なお、食品表示法18条と19条とは、表示義務違反について刑罰を定めている点において共通するが、前者は国民の健康の保護を目的とするのに対し、後者は「自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保」を目的とする点で異なっている。他方、両者の法定刑は、前者には懲役と罰金の併科が認められるが後者には認められない点を除き同じであり、保護法益の性質や危険性の程度よりも、行為の類型に着目して法定刑が定められているような印象を受ける。

36 不当景品類及び不当表示防止法（昭和28年法134号）にも虚偽表示に関する禁止規定（同条5条）が設けられているが、直罰規定はなく、内閣総理大臣による措置命令（同法7条1項）違反について、2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科という刑罰が定められているにとどまる（同法36条1項・2項）。

その併科という法定刑を定めている（ただし、「不正の目的」（同法19条1項2号参照）をもって「誤認させるような」表示を行った場合は、21条2項1号・2条1項14号により処罰される（同法21条2項5号括弧書き）。ちなみに、同法21条は、事業者間の公正な競争を適切に確保する観点から設けられたものであり、事業者の営業上の利益と公正な競争秩序の維持を保護法益とするものと考えられている³⁷。

上記のような食品表示法19条と不正競争防止法21条の規定を整理すると、食品の原産地に関する虚偽表示は、①それが「商品の原産地…について誤認させるような」ものである場合、①-1「不正の目的」をもって行われたときは、不正競争防止法21条2項1号・2条1項14号違反の罪に該当し、①-2そうでないときは、同法21条2項5号違反の罪に該当する。そして、②食品の原産地に関する虚偽表示がなされた商品を販売した場合、②-1その表示が「商品の原産地…について誤認させるような」ものであり、かつ、「不正の目的」をもって販売されたときは、不正競争防止法21条2項1号・2条1項14号違反の罪に該当し、②-2その表示が「食品表示基準において表示されるべきこととされている原産地（原材料の原産地を含む。）について」の虚偽表示であるときは、「不正の目的」の有無にかかわらず、食品表示法19条違反の罪に該当する³⁸。したがって、食品の原産地に関する虚偽表示に関して食品表示法の罰則規定が実質的な意義を有す

37 経済産業省知的財産政策室編「逐条解説不正競争防止法」（商事法務、2016年）215頁。小野昌延編著『新・注解不正競争防止法〔第3版〕（下巻）』（青林書院、2012年）1329頁以下〔佐久間修〕は、不正競争防止法21条の保護法益につき、「公正な競争秩序の維持という社会（公共）的法益と、営業上の信用という個人的法益の両者を含んでいる」とした上で、「いずれの保護法益に重点を置くべきかは、各号の行為態様によって異なる」とする。

38 原産地に関する虚偽表示がなされた食品を販売する行為について不正競争防止法違反の罪と食品表示法違反の罪とが成立する場合、両者は、観念的競合となり（刑法54条1項前段。不正競争防止法21条9項参照）、法定刑の重い不正競争防止法の罪で処断される。

るのは、食品表示基準において表示されるべきこととされている原産地についての虚偽表示がなされた食品が、「不正の目的」なく販売された場合に限られるということができよう³⁹。

(2) 法定刑の比較

上記のように、不正競争防止法21条は、原産地について誤認させるような表示がなされた商品の譲渡につき、「不正の目的」をもってなされたことを要件に、5年以下の懲役もしくは500円以下の罰金またはその併科という、業務上過失致死傷（刑法211条前段。5年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金）よりも重い法定刑を定めている。これに対し、食品表示法19条は、食品表示基準において表示されるべきこととされている原産地について虚偽の表示がされた食品の販売をした者は、「不正の目的」の有無にかかわらず、2年以下の懲役または200万円以下の罰金という比較的軽い法定刑を定めている。

そうすると、法定刑の軽重に関する限り、不正競争防止法21条の保護法益（事業者の営業上の利益および公正な競争秩序の維持）と食品表示法19条の保護法益（消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保）とでは、前者のほうがより重要なものと位置づけられているということができるとは、その是非は措くとしても、前述のように、国民の健康を保護法益とす

39 早わかり食品表示法・前掲注31) 72頁参照。ちなみに、警察庁の統計資料によれば、食品表示法施行後の食品の産地等偽装事犯の検挙数の推移は、2015年は9件（不正競争防止法違反9件、食品表示法0件）、2016年は11件（不正競争防止法違反6件、食品表示法5件）、2017年は5件（不正競争防止法違反4件、食品表示法1件）である（警察庁生活安全局生活経済対策管理官「平成27年における生活経済事犯の検挙状況等について」（2016年3月）28頁、同「平成28年における生活経済事犯の検挙状況等について」（2017年3月）30頁、同「平成29年における生活経済事犯の検挙状況等について」（2018年3月）30頁）。なお、食品表示法施行以前の食品の産地等偽装事犯についての刑事裁判における適用罪名につき、田中・前掲注20) 26頁。

る食品表示法18条違反の罪（食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売）の法定刑が2年以下の懲役または200万円以下の罰金であることからすれば、原産地について虚偽表示がなされた食品の販売に関する不正競争防止法の法定刑の重さは、保護法益の観点からも行為態様の観点からも、合理的な説明はできないと思われる⁴⁰。

4. 届出義務違反、報告義務違反等

行政罰のうち、制裁として過料を用いるものを行政上の秩序罰という。行政上の秩序罰は、主として単純な義務の懈怠に対して用いられるものと位置づけられるが⁴¹、その一方で、行政刑罰と行政上の秩序罰とを使い分ける立法上の明確な基準はないとされ⁴²、現実には、単純な届出義務違反に対して刑罰を定めている立法例も存在する⁴³。このような現状は理論的にも実効性確保の点からも問題であり、わが国の行政罰における過料の位置づけについて、再検討する必要性は高いものと思われる⁴⁴。そこで、以下、典型的に軽微な義務違反が多いと考えられる届出義務違反および報告義務

40 現行の不正競争防止法は、その制定当初において、「不正の目的」をもって原産地等に関する虚偽表示がなされた商品を譲渡等する行為につき、3年以下の懲役または300万円以下の罰金を定めていた。しかし、平成17年改正において法定刑が現行の5年以下の懲役もしくは500円以下の罰金またはその併科に引き上げられたが、その理由は主に他の知的財産法の罰則規定における法定刑とのバランスと厳罰化による抑止効果にあるとされる（小野・前掲注37）1330頁〔佐久間修〕。

41 宇賀克也『行政法概説 I 〔第6版〕』（有斐閣、2017年）251頁。

42 学説の整理につき、田中・前掲注3）4頁参照。

43 一例として、運転免許証の住所変更の届出義務違反（道路交通法121条1項9号・94条1項・93条1項4号）。

44 宇賀・前掲注41）251頁。田中・前掲注3）8頁以下も参照。

違反を中心に、本稿で取り上げた食品安全法制（以下、単に「食品安全法制」という）において、いかなる場合に刑罰が用いられ、いかなる場合に過料が用いられているかについて整理・分析を行うこととする。

（1）届出義務違反

食品安全法制における届出義務違反に対する罰則規定として、①食中毒患者等を診断した医師の届出義務違反（食品衛生法73条1号・58条1項）、②食品等を輸入しようとする者の届出義務違反等（同法75条3号・27条）、③食品衛生管理者に関する届出義務違反等（同法75条3号・48条8号）、④遺伝子組換え生物等の輸入に関する届出義務違反（カルタヘナ法42条3号・16条）、⑤遺伝子組換え生物の第一種使用（開放系使用）に関する規程について承認を得た者の氏名および住所の変更に関する届出義務違反（同法46条・6条1項・4条2項1号）、⑥流通食品への毒物の混入等に関する届出義務違反（流通食品毒物混入防止法10条・4条）が挙げられる。法定刑は、重い順に、1年以下の懲役または100万円以下の罰金（①）、50万円以下の罰金（②ないし④）、20万円以下の罰金（⑥）、20万円以下の過料（⑤）である。

上記のうち、⑤以外の違反については、人の生命や健康に対する抽象的な危険を有するものと考えられるのに対し⁴⁵、⑤の違反については、そのような危険が考えにくいいため、単なる行政不服従であるということができよう。そうすると、食品安全法制においては、届出義務違反のうち、人の生命や健康に対する一応の危険性を伴うものについては刑罰を、かかる危険性を伴わない純粋な行政不服従については過料を用いているという整理

45 もっとも、法益侵害の危険性による刑罰の正当化の可否は危険性の程度問題であり、本文中の①ないし④及び⑥の違反についても、人の生命や健康に対する危険性の程度から、刑罰の対象とすべきではないという議論はあり得よう。

が可能であると思われる。

他方、罰刑が定められているもののうち、①ないし④の違反については、概ね人の生命や健康に対する危険性に応じて法定刑が定められているといえるものの、⑥流通食品への毒物の混入等に関する届出義務違反については、20万円以下の罰金という非常に軽い法定刑が定められているにとどまる。かかる届出義務は、「流通食品への毒物の混入等があったことを知ったとき」に生じるものであり、少なくとも、50万円以下の罰金が定められている②ないし④の違反に比べ、典型的に人の生命や健康に対する危険性が高いと考えられ、両者の比較に関する限り、人の生命・健康という保護法益に対する危険性の程度と法定刑の重さが整合的でないように思われる。

(2) 報告義務違反

食品安全法制における報告義務違反（虚偽報告を含む）に対する罰則規定として、①食品の販売等に関する報告義務違反（食品衛生法75条2号・28条1項）、②登録検査機関の検査業務・経理に関する報告義務違反（同法76条3号・47条1項）、③食品の表示に関する報告義務違反（食品表示法21条1号前段・8条各項）、④遺伝子組換え生物の譲渡等に関する報告義務違反（カルタヘナ法43条1号・30条）、⑤登録検査機関の検査業務に関する報告義務違反・虚偽報告（同法44条3号前段・22条1項）がある。法定刑は、重い順に、50万円以下の罰金（①ないし③）、30万円以下の罰金（④および⑤）である⁴⁶。

上記のうち、①③④については、食品の販売や遺伝子組換え生物の譲渡

46 いずれについても、報告を求める代わりに行政の職員に検査等を行わせることができ、かかる検査の拒否・妨害・忌避について、報告義務違反と同じ法定刑が定められている（食品衛生法75条1号・28条1項、同法76条4号・47条1項、食品表示法21条1号後段・8条各項、カルタヘナ法43条2号・31条または32条、同法44条3号後段・22条1項）。

等についての報告義務に違反する行為を罰するものであり、人の生命や健康に対する抽象的な危険性が認められ得る。また、②⑤についても、登録検査機関が行政に代わって行う検査業務に関する報告義務違反については、業務の適正が担保されないことにより、人の生命・健康に影響を及ぼし得るということができよう。しかしながら、②のうち、登録検査機関の経理に関する報告義務違反については、経理の適性が担保されないことが直接に人の生命や健康に影響を及ぼすということは困難であると考えられ⁴⁷、かかる義務違反について刑罰を定めることには、疑問の余地がある。行為主体や行為類型が共通するものについても、個別具体的に行為の性質について検討し、保護法益に対する危険が認められないものについては、単なる行政不服従として、過料を用いるべきであると思われる⁴⁸。

(3) 登録検査機関の業務の廃止

食品衛生法およびカルタヘナ法は、いずれも、各法に基づく食品検査や生物検査（以下、単に「検査」という）につき、主務大臣の登録を受けた者が行うこととしている（食品衛生法31条以下、カルタヘナ法17条以下）。かかる登録を受けた者（登録検査機関）は、検査を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく検査を実施しなければならず（食品衛生法35条1項、カルタヘナ法19条1項）、また、許可を受けなければ、検査業務の全部または一部を休止または廃止してはならな

47 経理の状況が検査業務の適性に影響を及ぼし、間接的に人の生命・健康に対する危険を生じさせることがあり得るとしても、かかる法益侵害の危険は業務の適性の問題に帰するものと思われる。ちなみに、カルタヘナ法には、登録検査機関の経理に関する報告義務は定められていない。

48 田中・前掲注3) 197頁以下参照。なお、登録検査機関の財務諸表に関する義務違反（備付義務違反、必要事項の不記載、虚偽記載および利害関係人からの閲覧謄写請求の不当な拒否）については、20万円以下の過料が定められている（食品衛生法79条・39条各項）。

い（食品衛生法38条、カルタヘナ法19条8項）。そして、許可を受けないで検査業務の全部を廃止したときは、登録検査機関の役員または職員は、罰金刑に処せられる（食品衛生法76条1号〔50万円以下の罰金〕、カルタヘナ法44条2号〔30万円以下の罰金〕）。

上記の義務規定および罰則は、登録検査機関が行政に代わって製品検査または生物検査という公的な業務を担うものであるため、それらの業務が滞ることのないように設けられていると説明される⁴⁹。しかしながら、登録検査機関に検査の実施を義務づけるとともに、業務の休廃止を禁止し、検査業務を遂行させることは、究極的には国民の健康に資するものであるとしても、それ自体は登録検査機関による検査の実施という行政システムの保護を図るためのものであり、かかる目的のために刑罰を用いることが正当化されるかについては、慎重な検討が必要であろう。他の法律においても、事業の休廃止に関し刑罰を定めている例は存在するが、当該事業の性格や休廃業によって生じる影響、罰則を定める法律の目的等を総合的に考慮し、個々の違反行為について刑罰を定めることの是非を検討する必要があると思われる⁵⁰。

49 逐条解説食品衛生法・前掲注17) 643頁、664頁参照。

50 一例として、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法89号）112条9号・34条（30万円以下の罰金）。ただし、同条は無届出ないし虚偽の届出をして事業を休廃止した機関の役員または職員を罰するものであり、届出義務違反と考えることもできよう。事業廃止後の届出義務違反に対し刑罰を定めているものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法137号）30条2号・7条の2第3項、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法88号）61条2号・13条1項（いずれも30万円以下の罰金）。なお、過料を定めているものとして、貨物自動車運送事業法（平成元年法83号）79条6号・32条（50万円以下の過料）がある。

V おわりに

本稿においては、わが国の食品安全法制について概観した上で、食品衛生法、食品表示法、カルタヘナ法および流通食品毒物混入防止法を取り上げ、それぞれの罰則規定について整理・分析を行い、行政罰の対象となる行為と法定刑との関係について、保護法益の観点から若干の検討を行った。

わが国の食品安全法制は、「国民の健康の保護が最も重要」という食品安全基本法の掲げる基本理念の下、食品の安全確保のための各種の法制度を設けており、上記の各法律の目的規定においても、その位置づけに違いはあるものの、いずれも国民の健康または人の生命・身体の保護が目的として掲げられている。そして、かかる法制度の実効性を確保するため、上記各法律の罰則規定は、典型的に、人の生命・健康に対する危険性が高い行為について比較的重い法定刑を、そうでないものについては比較的軽い法定刑を定めている。

他方、食品安全法制において、①規格・基準に違反する食品用器具の販売（食品衛生法73条1号・18条2項）と表示基準に違反する食品用器具の販売（同法72条1項・19条2項）や、②安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売（食品表示法18条・6条8項）とかかる食品についての回収命令違反（同法17条・6条8項）のように、人の健康に対する危険性の程度と法定刑の重さが整合的でないものが存在する。また、③食品の原産地に関する虚偽表示のように、経済的利益を保護法益とする不正競争防止法の罰則規定のほうが、食品安全法制の罰則規定よりも重い法定刑を定めているものも存在する。さらに、④食品安全法制における罰金と過料の使い分けについても、人の健康に対する危険性という観点からは説明が困難であるものが存在する⁵¹。

51 「東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究」・前掲注28）にお

このように、食品安全法制における罰則規定の法定刑については、その保護法益との関係において十分な整理がなされているとはいえない。「国民の健康の保護が最も重要」であるという基本理念に照らし、食品安全法制の罰則規定について再検討する必要があると思われる⁵²。このことは、多種多様な目的を有する他の行政法規についても同様であり、刑罰と過料の使い分けを含め、わが国の行政罰について網羅的に精査し、それを踏まえて統一的な立法基準を検討することが求められるよう。

最後に、食品安全法制の罰則規定についても、現実には執行されないものが多く存在することを指摘することができる⁵³。かかる現状は、行政の実効性確保の観点から問題であり、執行の確保の観点からも食品安全法制の罰則規定について見直す必要があると思われる。本稿においては、主に理論的側面から食品安全法制の罰則規定について法定刑を中心に検討を行ったが、違反行為に対する執行という観点からも、食品安全法制の罰則規定について検討を加える必要があろう⁵⁴。この点については、今後の課題である。

(平成30年7月14日脱稿)

ける時延安・中国人民大学教授による報告「『毒もやし』事件の法的分析」は、中国における具体的事案（「毒もやし」事件）を紹介した上で、人体に対する危険性が認められないものについては刑罰の対象とすべきではない、と主張する。なお、同報告に対する付立庆・中国人民大学教授のコメントは、食品安全に関する中国の現状に照らし違反行為に刑罰を用いることにやむを得ない面があるとしつつ、社会の成熟度に応じて段階的に非犯罪化を行うべきである、と主張する。

52 韓国の食品安全法制について同様の指摘をするものとして、「東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究」・前掲注28)における河泰認・慶南大学教授による報告「食品安全の確保における刑事法の役割」。

53 食品表示法の罰則規定につき、田中・前掲20) 28頁以下。わが国の行政罰の機能不全については、田中・前掲注3) 8頁以下を参照されたい。

54 田中・前掲注8) ①論文321頁以下参照。

【付記】

本稿は、JSPS科研費「東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究」（課題番号16H03541、研究代表者高橋滋）および同「行政罰に関する統一的法理論の確立に向けた行政罰各論の日独比較法研究」（課題番号18K12625、研究代表者田中良弘）による研究成果である。